

中東知的財産ニュースレター Vol. 41

エジプト — 特許強制実施権委員会の発足

2020年1月29日エジプト首相は、2020年勅令251号を發布し、エジプトの現行知財法（2002年第82号）の第23条に従い、特許強制実施権付与の所轄機関として閣僚委員会を発足させました。

第23条は、エジプトの特許庁は、一定の条件を満たし、首相の決定によって発足された閣僚委員会の承認を得た上で、発明の利用に対し、強制実施権を付与することができると定めています。

同勅令は、この閣僚委員会は、高等教育・科学研究大臣、供給・国内取引大臣、保健・人口大臣、貿易産業大臣、競争保護および独占禁止のための競争庁長で構成されることを定めています。同委員会は、その任務遂行のために、各省や国家機関、専門家などに協力を仰ぐことができます。

同勅令は、この閣僚委員会の任務として以下のことを定めています：

- 知的財産権保護法の規定に従い、発明の利用に対し、強制実施権を付与する
- 強制実施権が付与される際、出願者の財政的権利を決定する
- 知的財産権保護法が定める事態（国防に関する事由や緊急事態など強制実施権が不可欠な場合）において特許没収を承認する。

第23条に基づき強制実施権が付与される状況の範囲は広く、第23条が具体的に定める事態には次のような事由が含まれます：

- 国家安全、健康、環境、食品衛生の維持
- エジプト国内で、特許権者によるその発明の直接的あるいは間接的な利用がなかった場合
- 妥当な条件や十分な交渉期間があったにもかかわらず、特許権者が第三者に使用許諾を与えない場合

パキスタン — 地理的表示法案

2020年1月28日、商務および繊維産業に関わるパキスタン上院常任委員会は、地理的表示法案（GI法案）を承認しました。

地理的表示(GI)は、その表示が付された商品が特定の国、地域、場所を原産地とするものであり、その商品の品質、評判、他の性質がその地理的原産地に帰することを示すことを可能にするものです。

18年間も保留にされていたGI法案がついに可決されたことは、パキスタンにとって大きな前進と言えるでしょう。これほどの期間を要した理由は、大手圧力団体間の軋轢や手続き上の遅れなど様々です。

GI法案は、登録出願日から10年間の登録期間とし、さらに更新が可能であると定めています。

一旦GIが登録されると、登録者および認定利用者は、知的所有権法廷に申し立てることにより侵害行為を提訴することができます。

侵害行為があった場合、民事救済および刑事救済の適用が可能です。民事救済には、罰金、不正品および利益の没収などが含まれます。刑事救済には、罰金または収監あるいはその両方が含まれます。

次にGI法案は、国会上院による承諾を得る必要があります。その後、同法案は、国民議会の審議に送られます。

カタール — カタール知的財産権戦略の策定

カタール通商産業大臣が、世界知的所有権機関(WIPO)の協力のもと国家知財戦略の構築を進めていると報じられています。

国家知財戦略の詳細は明らかにされていません。しかし、通産産業大臣は、カタールは、著作権侵害から放送局を保護するための国際協定の締結に至るなど、WIPOの取り組みの多くに積極的に参加していると述べています。

サウジアラビア — 著作権および特許権関連紛争の専門商事裁判所

2020年2月より、サウジアラビア王国内で新たに起こる著作権および特許権関連の紛争は全て、商事裁判所および一般裁判所の商事部が対応することが明らかにされました。

この変更以前、特許権および著作権関連の紛争は、裁判所ではなく特別委員会によって対応されていました。

この移行の一環として、法務省は、著作権および特許権に関する研修を裁判官に提供する計画を立てています。これには、委員会が過去に取り扱った事例の研究も含まれます。

サウジアラビア — 欧州委員会がサウジを著作権侵害“優先監視国リスト”に追加

サウジアラビアは、知的財産権の保護と実施に関する欧州委員会の報告書において、監視段階3の優先監視国リストに新たに加えられました。

優先監視国の全リストは下記の通りです：

- 優先監視国 1：中国
- 優先監視国 2：インド、インドネシア、ロシア、トルコ、ウクライナ
- 優先監視国 3：アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、マレーシア、ナイジェリア、サウジアラビア、タイ

報告書によると、欧州連合へ向けた不正品や偽造品の経由国としてサウジアラビアが国際的な役割を担っていること、大規模な衛星放送やオンライン配信による著作権侵害が報告されていること、またそれらの取締対策に効果がないことが、サウジアラビアが優先監視国に選ばれた理由であるとされています。

欧州委員会の報告では、特に知的財産権の取締が不十分であることが取り上げられるとともに、大規模な衛星およびオンライン配信による海賊放送がサウジアラビアで横行されていることが指摘されています。

具体的には、(FIFAなどのサッカーの世界的運営組織の委託を受けた) MarkMonitor社が指摘するように、カタールの放送局 beIN Sports に放送権が与えられている(主にサウジアラビアの)サッカーの試合をテレビチャンネル beoutQ が違法に放送していることなどが報告されています。報告は、「beoutQ の海賊放送は、間違いなく[サウジアラビアに拠点を置く企業] Arabsat が所有運営する衛星通信施設を利用して配信されていることを確認している」と明らかにしています。

Arabsat社は常に、beoutQは同社の周波数を利用して違法に放送を行っていると主張し、beINが「名誉毀損と誤解を招く運動」の背後にあると訴えています。しかし欧州委員会は、サウジアラビアは、侵害行為を防止するために十分な対策を講じていないと指摘するとともに、いくつかの国際協定が批准されていないこと、まだ特許権保護下にある医薬品のジェネリック薬の製造許可をサウジ企業に付与したこと、刑事手続きの執行が政治的または主観的考慮に拠ること、税関の取締が不十分であることなどの点についての懸念も示しています。

一方、欧州委員会の報告は、サウジ知財総局の設置や、過去二年間で不正品の押収件数が増えた点など、サウジアラビアの知財制度において改善があったと思われる部分についても触れています。

サウジアラビア — SAIP による特許・工業デザイン管轄の引き継ぎ

サウジアラビア知財当局 (SAIP) は、これまでアブドゥルアジズ科学技術都市 (KACST) が取り扱っていた特許、集積回路設計、植物品種、工業デザインに関するサービスの移行が完了した旨明らかにしました。

移行の完了後、SAIP は 2020 年 1 月より、これまで KACST が実施していた特許関連の全ての任務を引き受けることになりました。

以前報告した通り、最良の国際慣行に従い SAIP をサウジアラビアの知的財産権の取締を管轄する主要機関とする決定の実施へ向けて、これらの段階が進められてきました。

サウジアラビア — サウジアラビア、新たな映像、ファッション、音楽委員会を発表

ビジョン 2030 および社会・経済多様化計画と足並みを揃え、サウジアラビア王国は、食品、演劇、デザイン、建設、映像の監督を目的とする 11 の新文化評議会の設置を発表しました。

この文化評議会の役割は、各部門における知的財産権の保護、ライセンス活動、戦略の実施、法律や規則の見直し、資金調達や投資の促進などです。さらに評議会は、会議の設定、特別展示会、教育プログラムの開発、奨学金、地方および国際的な文化組織との協力などの役割も担います。

11 の新組織：

- 博物館委員会
- 視覚芸術委員会
- 料理芸術委員会
- 建築・デザイン委員会
- 演劇・舞台芸術委員会
- 映像委員会
- 音楽委員会
- ファッション委員会
- 図書館委員会
- 文化遺産委員会
- 文芸・出版・翻訳委員会

これら組織は文化省の監督を受け、財政面および運営はそれぞれ独立した組織となります。

このような取り組みは、ビジョン 2030 の実施の一環であり、サウジアラビアの文化シーンの発展を目指したものです。例えば、先頃、35 年来初めてリヤドに新しい映画館がオープンし、さらに今年の年末までに 45 の映画館が設置される予定です。

アラブ首長国連邦 — 2019年のドバイ DED における商標登録の増加

ドバイ経済開発局 (DED) の数字によると、DED 商業コンプライアンスおよび消費者保護セクターに登録された商標の数は、2019年 34%増加し、合計 5,517 件にのぼりました。

商標登録への出願者は、米国からが最も多く 31% (1,585 件)、次に UAE で 16%(818 件)、続いて、ドイツからが 7% (373 件) となっています。

日本、フランス、英国、イタリア、スイス、バージン諸島、インド、中国、サウジアラビア、韓国、カナダが申請の多かった国です。

DED は、2019年の商標侵害の申し立てが、2018年から 1%増加し、298 件あったことを明らかにしました。米国ブランドからの申し立てが最も多く、次に UAE、フランスと続きます。不正品に関わるカテゴリーで最も多かったのは香水の 35 件で、次に化粧品 (32 件)、パーソナルケア製品 (30 件) となっています。さらに、装飾品、衣類、電話および付属品が続き、それぞれ 28 件の申し立てがありました。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 41

[著者]

CLYDE & CO

كلايد اند كو
CLYDE & CO

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、CLYDE & CO が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。